

パーフェクトユニット方式で攻略する 民法改正のポイント2020

田端 恵子

1. 民法ユニット一覧

Unit	ユニット名	改正レベル
1	権利能力等, 制限行為能力者(未成年)	★☆☆☆☆
2	制限行為能力者Ⅱ(後見保佐補助)	★☆☆☆☆
3	制限行為能力者Ⅲ(相手方の保護), 不在者・失踪宣告	☆☆☆☆☆
4	法人, 意思表示Ⅰ(心裡留保)	★★☆☆☆
5	意思表示Ⅱ(通謀虚偽表示)	☆☆☆☆☆
6	意思表示Ⅲ(錯誤, 詐欺・強迫)	★★★★★
7	代理(代理行為)	★★★★☆
8	代理Ⅱ(復代理, 無権代理)	★★★★☆
9	代理Ⅲ(無権代理と相続, 表見代理)	★★☆☆☆
10	無効・取消し, 条件・期限	★★☆☆☆
11	時効Ⅰ	★★★★★
12	時効Ⅱ	★★★★☆
13	物権・物権変動	☆☆☆☆☆
14	不動産物権変動Ⅰ	☆☆☆☆☆
15	不動産物権変動Ⅱ	★★★☆☆
16	動産物権変動Ⅰ(即時取得)	☆☆☆☆☆
17	動産物権変動Ⅱ	☆☆☆☆☆
18	占有	☆☆☆☆☆
19	所有権Ⅰ(相隣関係, 所有権の取得)	☆☆☆☆☆
20	所有権Ⅱ(共有)	☆☆☆☆☆
21	用益物権	☆☆☆☆☆
22	抵当権Ⅰ(設定)	☆☆☆☆☆
23	抵当権Ⅱ(物上代位)	☆☆☆☆☆
24	抵当権Ⅲ(法定地上権)	☆☆☆☆☆
25	抵当権Ⅳ(第三取得者の保護・処分)	☆☆☆☆☆
26	抵当権Ⅴ(共同抵当・根抵当権)	★☆☆☆☆
27	質権	☆☆☆☆☆
28	留置権	☆☆☆☆☆
29	先取特権	☆☆☆☆☆

30	譲渡担保, 代理受領	☆☆☆☆☆
31	債権	★★☆☆☆
32	債権者代位権	★★★★☆
33	詐害行為取消権	★★★★★
34	多数当事者の債権関係 I (連帯債務等)	★★★★☆
35	多数当事者の債権関係 II (保証)	★★★★☆
36	債権譲渡	★★★☆☆
37	債務引受・債権の消滅 I (弁済)	★★★☆☆
38	債権の消滅 II (相殺)	★★★☆☆
39	契約, 同時履行の抗弁権, 定型約款	★★★★☆
40	債務不履行, 解除, 危険負担	★★★★★
41	贈与・売買	★★☆☆☆
42	売買 (担保責任)	★★★★★
43	消費貸借・使用貸借	★★★★☆
44	賃貸借 I (賃貸借の成立等)	★★★☆☆
45	賃貸借 II (賃貸借と第三者)	★★★☆☆
46	賃貸借 III (賃貸借の終了, 敷金)	★★★☆☆
47	請負	★★★★☆
48	委任・寄託	★★★★☆
49	組合・事務管理	★★★☆☆
50	不法行為 I	★★☆☆☆
51	不法行為 II	☆☆☆☆☆
52	婚姻	☆☆☆☆☆
53	婚姻の解消, 内縁	☆☆☆☆☆
54	親子	☆☆☆☆☆
55	養子	☆☆☆☆☆
56	相続人	☆☆☆☆☆
57	相続分	★★★☆☆
58	遺産分割	★★★★★
59	相続の承認・放棄	☆☆☆☆☆
60	遺言	★★★★☆
61	遺留分	★★★★★

※ユニットの項目は変更する可能性があります

2. 大きく変わるテーマ

分野	Unit	テーマ	概要
総則	Unit 6	錯誤, 詐欺	錯誤の効果が無効から取消し可能に。 詐欺取消し前の第三者保護の要件が善意から善意無過失となり, 厳しめに。
	Unit 7	代理行為	自己契約等の効果が無権代理扱いに。 代理権濫用の規定新設。 代理権濫用の効果は無効ではなく無権代理扱いに。
	Unit11	時効	時効の中断・停止が「更新」「完成猶予」に。新たな完成猶予事由の新設。 仮差押・仮処分は中断から「完成猶予事由」に。
債権	Unit33	詐害行為取消権	詐害行為取消請求の認容判決の効力が債務者に対しても及ぶように。訴訟告知の規定。期間制限の短縮。
	Unit40	債務不履行, 解除, 危険負担	契約の解除に債務者の帰責事由は不要に。解除は債権者を契約から解放させる手段となった。 債務不履行と危険負担は, 債務者の帰責事由の有無で分かれるのではなく, 債権者が行使する権利の内容で分かれることに。 危険負担は債務消滅制度から履行不能となった債務の債権者に履行拒絶権を認める制度に。 批判の多かった現 534 条・535 条を削除。
	Unit42	売買 (担保責任)	契約責任説の採用。買主の救済手段としての追完請求権の規定の新設 (562 条)。一部の場合にしか認められていなかった代金減額請求権は契約不適合の場合一般に認められるように。 損害賠償請求・解除は担保責任には規定を置かず, 債務不履行の規定の適用により行使可能に。 買主の善意・悪意は権利行使の要件ではなくなった。 全部他人物売買は債務不履行で処理することに。
相続	Unit58	遺産分割	遺産分割前の預貯金債権の行使の規定を新設。 配偶者居住権の新設。
	Unit61	遺留分	遺留分侵害で行使できるのは金銭の支払請求権に。 遺留分侵害額の計算の基礎となる財産の対象の追加。 特別寄与者の規定の新設。

3. 改正民法を攻略する学習のコツ

①改正パターンを知る

新設か？規定の変更か？明文化か？廃止か？

②古い決まりから新しい決まりへ

なぜ変わったのか？を理解する

③過去問も改正に対応したものを使う

・不成立の問題は解かない

・成立していても今後同じ形では出ないであろう問題にも気をつける

4. サンプル授業

第4節 錯誤 (95条)

(錯誤)

第95条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

1 意義

錯誤とは、表示に対応する意思が欠缺し、しかも意思の欠缺につき表意者の認識が欠けていることをいう（意思の無意識的欠缺・通説）。

2 態様

動機—効果意思—表示意思—表示行為

① ② ③

1. 表示行為の錯誤

(1) 内容の錯誤（表示行為の意味に関する錯誤）

表示行為の意味を誤解している場合（②に錯誤がある場合）。

ex. ドルとポンドが同じ価値であると思い込んでいたために、「1万ポンドで売る」というところ、「1万ドルで売る」といってしまう場合。

(2) 表示上の錯誤

表示行為そのものに関する錯誤（③に錯誤がある場合）。

ex. 言い間違い、書き間違い。

2. 動機の錯誤

(1) 意義

：意思表示そのものではなく、意思を形成する過程としての動機もしくは縁由の点に錯誤がある場合（上記①に錯誤がある場合）

ex. 道路が通って地価が上がるという噂を信じて、辺鄙な土地を高額で買い受ける場合。

(2) 95条の適用の有無

動機の錯誤（表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実

H23-5-ウ

H23-5-エ

に反する錯誤（95条1項2号）について、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り」（同条2項）、意思表示の要素の錯誤として取消しの対象となる。

※ なお、以上の「動機の錯誤」と「要素の錯誤」とは次元を異にする。

すなわち、前者は、意思表示の生成過程のどの部分に錯誤があるかの問題であるのに対して、後者は、錯誤のいわば重大性の問題である。これを95条の文言に即していうと、前者は「法律行為」の錯誤かの問題であるのに対して、後者は「要素」の錯誤かの問題である。

3. 共通錯誤

(1) 意義

当事者の双方が共通の錯誤に陥っていた場合

ex. ある地区に地下鉄が通り駅ができると信じた甲が、その地区に住む乙に土地の売却を持ちかけ、乙は高額で土地を買い受けたが、実際はそんな計画はなく、甲乙とも錯誤に陥っていたような場合

(2) 95条の適用の有無

共通錯誤の場合には、表意者に重大な過失があったとしても錯誤取消しをすることができる（95条3項2号）。

3 要件

1. 要件

(1) 表示行為の錯誤の場合

- ① 意思表示に対応する意思を欠く錯誤に基づく意思表示があること（95条1項1号）
- ② その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること（95条1項柱書）

(2) 動機の錯誤の場合

- ① 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づく意思表示があること（95条1項2号）
- ② その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること（95条2項）
- ③ その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること（95条1項柱書）

(3) 表意者に重大な過失がないこと（95条3項）

ア 原則

表意者に重大な過失がある場合には、原則として、錯誤に基づく意思表示の取消しを主張することができない（95条3項柱書）。

イ 例外

しかし、①相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき（95条3項1号）、②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき（95条3項2号）には、表意者に重大な過失があったとしても、錯誤に基づく意思表示の取消しを主張することができる。

H20-5-オ
H3-21-ア

H30-4-エ

2. 効果

取消しが可能となる。取消しによって、法律行為は初めから無効となる（取消しの遡及効。121条）。

(1) 取消しの主張権者

取消権者（120条2項）のみが錯誤に基づく意思表示の取消しをすることができるのが原則である。

(2) 取消しの主張前の第三者の保護

錯誤に基づく意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない（95条4項）。

H23-5-オ
H20-5-ア
H17-4-ウ
H6-5-イ
H3-21-ウ

H6-5-オ

◆錯誤

	(95条)
要件	◆表示行為の錯誤 （95条1項1号） ①意思表示に対応する意思を欠く錯誤に基づく意思表示があること（95条1項1号）。 ②その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること（95条1項柱書）。
	◆動機の錯誤 （95条1項2号，2項） ①表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づく意思表示があること（95条1項2号）。 ②その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること（95条2項）。 ③その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること（95条1項柱書）。
	◆重大な過失がある場合 （95条3項） ア 原則 取消しを主張することができない。 イ 例外 ①相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき（95条3項1号）。 ②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき（95条3項2号）。
効果	◆効果 取消し主張可。取消しによって、法律行為は初めから無効となる（取消しの遡及効。121条）。
	◆主張適格 取消権者（120条2項）のみが錯誤に基づく意思表示の取消しをすることができるのが原則である。
	◆第三者保護規定 （95条4項） 善意無過失の第三者には取消しを対抗できない（95条4項）。

Unit6 意思表示Ⅲ(錯誤 サンプルレジュメ)

- 1 Aは、Bが営む骨董屋の店内に陳列されていた彫刻甲を著名な彫刻家Cの真作であると信じて購入した。ところが、実際には、甲は、Cの真作ではなかった。店内に陳列されていた甲を買う意思で、その旨の意思表示をしたAの錯誤は、動機の錯誤であるといえる。(H23-05-ウ)

- 2 動機の錯誤に基づいて錯誤取消しを主張するにつき、判例は、動機の表示は黙示的にされたのでは不十分であり、明示的にされ、意思表示の内容となった場合に初めて法律行為の要素となり得るとしている。(H23-05-エ)

- 3 Aは、その所有する甲土地を錯誤によりBに売却した。その錯誤がAの重大な過失によるものであった場合であっても、BがAの錯誤を認識していたときは、Aは、錯誤を理由として、Bとの間の甲土地の売買契約の取消しを主張することができる。(H30-04-エ) (改)

- 4 錯誤による意思表示をした者に重大な過失があった場合には、その表意者は、取消しを主張することができないが、その意思表示の相手方は、取り消すことができる。(H17-04-ウ) (改)

- 5 売買契約における当事者の一方Aの意思表示が錯誤の場合には、Aは、すべての第三者に対して、取消しを主張することができるが、詐欺の場合には、Aは、すべての第三者に対して取消しを主張することができるわけではない。(H06-05-オ) (改)

-
- 1 ○ 大判大 6.2.24, 民法 95 条 1 項 2 号, 2 項参照。表示行為に至らない以前の, 意思の形成過程において生じた錯誤を動機の錯誤という。店内に陳列されていた甲を買う意思でその旨の意思表示をした A の錯誤は意思と表示との間の不一致ではなく, 意思形成上の錯誤, 即ち動機の錯誤となる (民法 95 条 1 項 2 号)。
 - 2 × 動機の錯誤による意思表示の取消しは, その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り, することができる (民法 95 条 2 項)。当該表示は, 黙示の表示でもよい (最判平元.9.14)。
 - 3 ○ 錯誤が表意者の重大な過失による場合, 錯誤による取消しを主張できない (民法 95 条 3 項)。ただし, ①相手方が錯誤を知り, 又は重大な過失によって知らなかったとき, ②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときは, 表意者に重大な過失があっても, 錯誤による取消しを主張できる (民法 95 条 3 項 1 号, 2 号)。
 - 4 × 錯誤が表意者の重大な過失による場合, 錯誤による取消しを主張できない (民法 95 条 3 項)。また, 錯誤による取消しができる者は, 意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人である (民法 120 条 2 項)。よって, 相手方は錯誤による取消しを主張することができない。
 - 5 × 錯誤の場合, 詐欺の場合とも, 意思表示の取消しは, 善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない (民法 95 条 4 項, 96 条 3 項)。

絶対合格！ 田端恵子

辰 巳 法 律 研 究 所

大 阪 本 校 : 〒530-0051 大阪市北区太融寺町 5-13 東梅田ハートビル 3F
TEL06-6311-0400 (代表)

<http://www.tatsumi.co.jp/oosaka/>

京 都 本 校 : 〒604-8187 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町 435

京都御池第一生命ビルディング 2F

TEL075-254-8066 (代表)

東 京 本 校 : 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表)

名 古 屋 本 校 : 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-23-3 第 2 アスタービル 4F

TEL052-588-3941 (代表)

福 岡 本 校 : 〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 8F

TEL092-726-5040 (代表)

横 浜 本 校 : 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-5 銀洋第 2 ビル 4F

TEL045-410-0690 (代表)

【提携校】

岡 山 校 : 〒700-0901 岡山市北区本町 6-30 第一セントラルビル 2 号館 8F

TEL086-236-0335 (代表)